

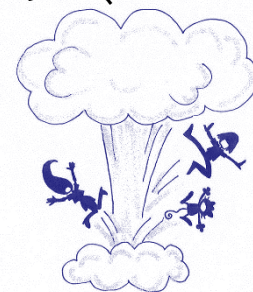
安全保障輸出管理

● 安全保障輸出管理とは？

世界の平和と安全の維持のために、武器や軍事転用可能な技術・貨物※を、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡さないようにするための、外為法（外国為替及び外国貿易法）に基づく管理制度※²のことです。

※ 武器や軍事転用可能な技術・貨物 = 核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル等

※² 違反した場合、刑事罰(懲役：10年以下、または罰金[法人]：10億円以下、[個人]：3千万円以下もしくは併科)、行政制裁（3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止)が科されます。



● 輸出管理手続きが必要なとき（下記のいずれかに当たるときは指導教員にご相談ください。）

1) 日本国外に行くとき※³

- ・海外で行う技術の提供が、未公開の情報である場合
- ・海外へ物品（サンプル、機器、USBデータ等）を持ち出す場合
- * 外国へ物品を送る場合も同様の確認が必要です。なお、金額は関係ありません。

2) 日本国外に連絡するとき※³

- ・研究室内の未公開技術情報を、海外へ提供する場合
- * SNS等のネットワークを介しての通信による技術提供も同様です。
- * 多くの研究室で、未公開技術情報を研究室外へ提供することを禁止しています。

3) 卒業するとき※³

- ・論文作成前のデータ等、未公開の技術情報を海外へ持ち出す場合
- ・研究成果物のサンプルを海外へ持ち出す場合

※³ 留学生が自国へ帰る・連絡する場合も含まれます。

指導教員のみなさまへ 研究室の学生が上記の活動を行う場合、指導教員は自らの研究活動での輸出管理と同様に問題がないかを確認し、学内手続きが必要な場合等は、相談シート（教職員向け安全保障輸出管理HP掲載）に記入し、安全保障輸出管理相談窓口までご提出ください。

https://www.titech.ac.jp/staff/world/export_control/



ご不明点がありましたら、安全保障輸出管理相談窓口（stc.soudan@jim.titech.ac.jp）にご相談ください。